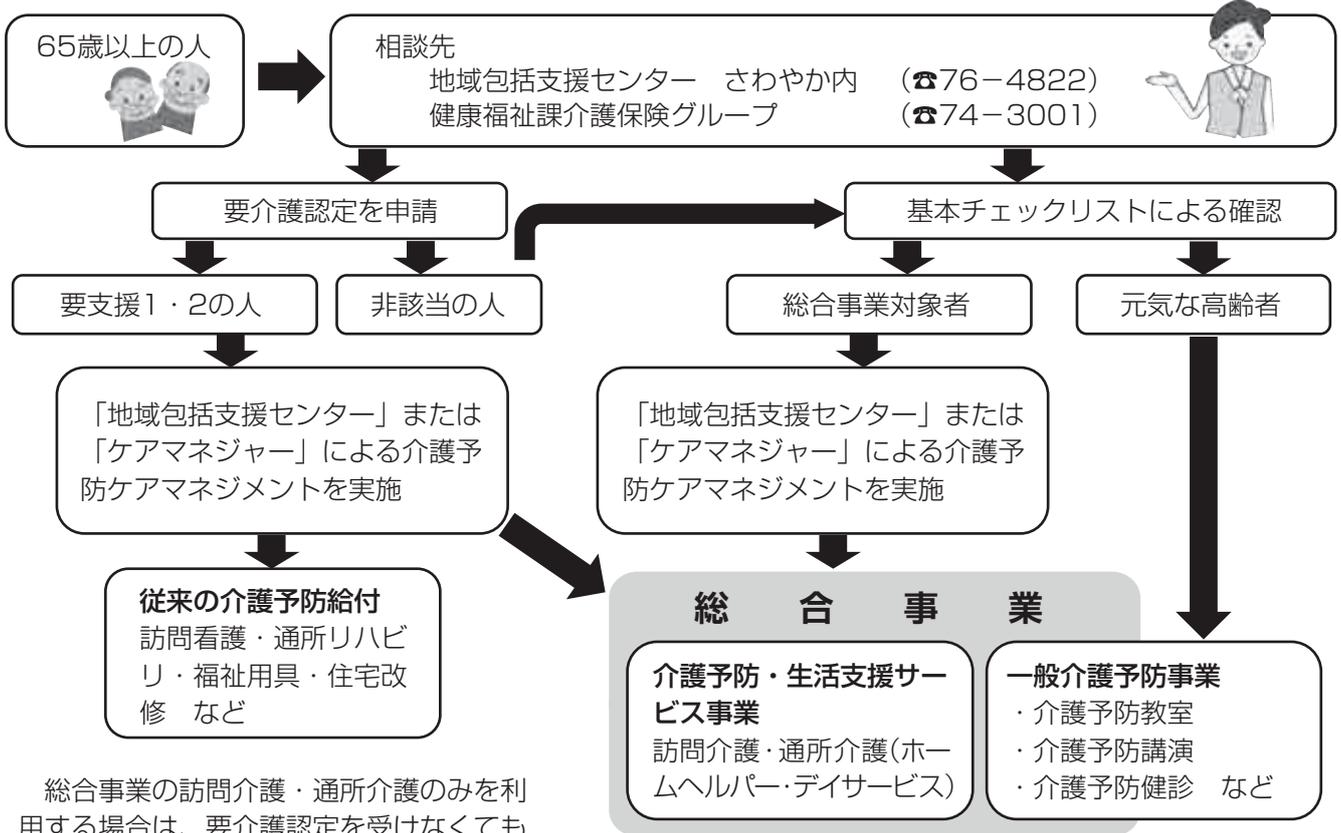


総合事業の利用の流れ（要介護1～5以外の方）



総合事業の訪問介護・通所介護のみを利用する場合は、要介護認定を受けなくても基本チェックリストの確認で利用の決定ができ、サービスの手続きが簡単になります。要介護1～5の方や、要支援1・2の方で福祉用具・住宅改修など訪問介護・通所介護以外のサービスを利用する場合は、要介護（要支援）認定が必要になります。

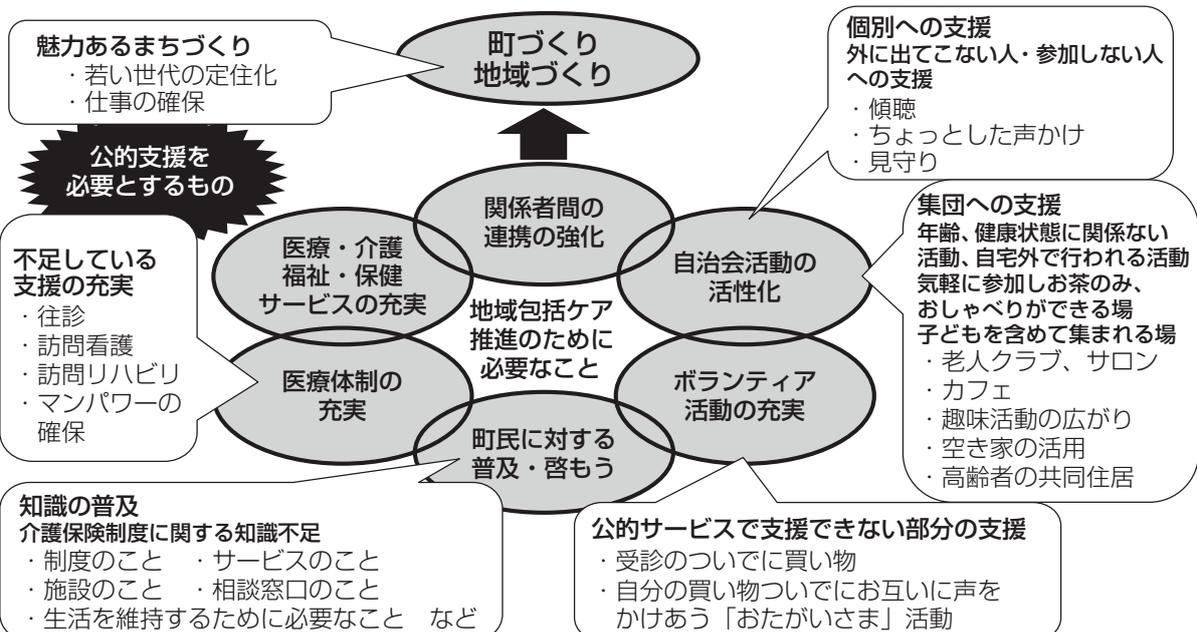
ケアマネジャーとは

利用者の相談に応じてサービス計画（ケアプラン）を作る専門職

ケアマネジメントとは

状態にあった適切なサービスが提供されるよう支援します。利用者、家族と話し合いサービス計画（ケアプラン）の作成などを行います。

病气や障がいの有無に関係なく、 本人が望む場所で安心して暮らし続ける町、洞爺湖町



※洞爺湖町地域包括ケア会議(地域)・地域包括ケアシステム会議(専門職)で集約した意見から